

# サステナビリティ会計基準の一考察 —IFRS S1号を中心として—

A Study of Sustainability Accounting Standards:  
Focus on IFRS S1

浮田 泉\*  
Izumi UKITA

## Abstract

International Sustainability Standards Board (ISSB) have published Sustainability Disclosure Standard Exposure Draft. General purpose financial reporting users want more consistent, complete, comparable, and verifiable sustainability-related financial information. The objective of exposure draft is to require an entity to disclose information about its significant sustainability-related risks and opportunities that is useful to the primary users of general purpose financial reporting when they assess enterprise value and decide whether to provide resources to the entity. Sustainability Standards Board of Japan (SSBJ) has submitted comments on the exposure draft. SSBJ basically supports this draft, but proposes some amendments. This paper summarizes the exposure draft of ISSB Sustainability Disclosure Standards (covering "General Requirements for Disclosure of Sustainability-Related Financial Information") and SSBJ comments on it.

キーワード：サステナビリティ関連財務情報、サステナビリティ開示基準、significant、material

## I はじめに

近年、企業を取り巻く経済社会情勢に変化が起き、財務情報だけでなく非財務情報を重視する動きがみられるようになってきた。SDGs や ESG に関する情報を開示し、投資家の投資判断に必要な情報を適時にわかりやすく提供する企業が増えているといわれている。企業が情報を作成する際には一定の基準が必要である。また、投資家にとっても一定の基準が存在することで、企業の評価や他社との比較が可能となる。これに対応するために、複数の機関が非財務情報の開示基準を設定したが、複数の基準が存在することになった。その結果、企業はどの基準を採用すべきかの判断が必要であるし、投資家は異なる基準を採用している企業の比較が困難になってきている。

企業と投資家との間の対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うことが必要であることから、わが国では金融庁の金融審議会ディスクロージャーウェーリング・グループでの検討が開始され、2022年6月に『中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて』という報告書を提出した。この中で、「サステナビリティ」、「気候変動対応」、「人的資本、多様性」に関する非財務情報開示についての方針を示している。

国際的には、2021年11月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設置され、非財務情報の基準の統一化を図ろうとしている。それに呼応する形で2021年12月、国内の財務会計基準作成の主体である企業会計基準委員会（ASBJ）の母体となる公益財務会計基準機構（FASF）の傘下に、サス

---

\*関西国際大学経営学部

テナビリティ基準委員会（SSBJ）が設置された。

このように、非財務情報の基準の統一化に向けた動きが始まったところではあるが、まずは現状を確認することで、今後の方向性を見極めるための一助となる。本稿では、ISSBのサステナビリティ開示基準の公開草案（このうち「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項」を対象とする）と、それに対するSSBJのコメントの概要を整理し、サステナビリティ開示に関する現状を把握する。

## II 非財務情報開示に関する動向

### 1. 様々な開示基準

企業の非財務情報の開示を巡り、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）やグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）などの様々な団体が各自で作成した基準が乱立しており、企業や投資家、その他の資本市場参加者の間で混乱が生じていた。

表1 非財務情報の開示基準とその目的

|                         | 目的  |
|-------------------------|---|
| GRI<br>(スタンダード)         | 企業が経済・環境・社会に与えるインパクトを特定し、サステナビリティ報告書として開示すること |
| IIRC<br>(国際統合報告フレームワーク) | 企業が統合報告を通じて持続的な価値創造について説明すること                 |
| SASB<br>(スタンダード)        | 企業が投資家に対して財務的に重要な持続可能性に関する情報を開示すること           |
| CDP                     | 企業や都市が環境へのインパクトを認識し、持続可能な経済を実現すべく開示等を行うこと     |
| CDSB<br>(フレームワーク)       | 環境情報を財務情報に統合することで環境に係る投資家の意思決定を支援すること         |
| TCFD<br>(提言)            | 気候変動に関するリスク・機会情報を企業が金融市场参加者に対して一貫した枠組みで開示すること |

（出典）：大和総研（2021）「乱立するESG情報の開示基準とその現状」一部抜粋改変

GRIは、企業の環境に関する行動についての報告基準であるGRIスタンダードを作成している。経済・環境・社会へのインパクトをサステナビリティ報告書として開示することで、持続可能な発展を促すことを目的としている。IIRCは、企業の価値創造に関する開示、投資家との対話の促進等のために設立されたもので、国際統合報告フレームワークを設定して統合報告書の作成を促している。SASBは、投資家のニーズに応えるために設立され、77業種に対応したSASBスタンダードを公表している。SASBスタンダードは、環境・社会などの持続可能性に関する情報の開示を求めている。CDPは企業や都市が環境へのインパクトを管理するための情報開示システムを運営する機関で、投資家や他の企業などに向けて環境情報に係る内容を公表している。CDSBは、年次報告書などにおける気候変動情報の開示を促進するために設立された。環境情報を財務情報に統合することで、投資家の意思決定を支援することを目的としている。TCFDは、投資家が企業の気候リスクと機会を評価することに資するために設立された。TCFD提言により、気候変動に関するリスクや機会の情報を一貫した枠組みで投資家などに伝えることを促している。

### 2. 開示基準統合の動き

IFRS財団評議委員会が非財務情報の基準を統一するためにISSBを設立し、混乱の解消に向けた取

り組みを開始した。

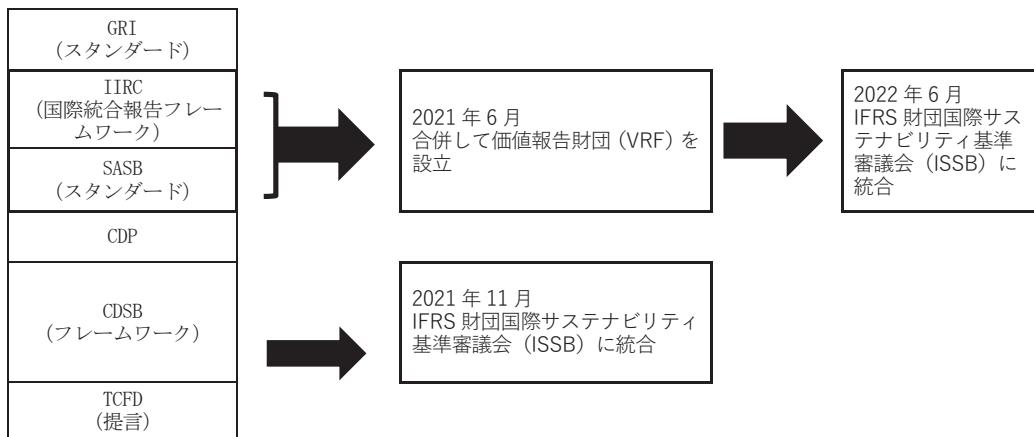


図1 ISSBへの統合の動き

(出典) : 中田清穂(2022)「気候変動に関する国際的な開示基準の動き」一部改変

2021年11月3日、国際会計基準財団（IFRS財団）は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置を公表した。ISSB設立時に、気候変動開示基準委員会（CDSB）はISSBに統合された。ISSB設立より少し前の2021年6月に、国際統合報告評議会（IIRC）とサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が合併して価値報告財団（VRF）を設立したが、設立1年後の2022年6月にISSBに統合された。この統合の一連の動きを示したものが、図1である。

IFRS財団は、2021年11月3日にサステナビリティ開示基準について、プロトタイプを公表し、2022年3月31日に公開草案を公表してコメント提出者への質問とともに意見を募集した。コメント期限を2022年7月29日とし、同年8月から12月にコメント分析、再審議、基準案の修正を行い、2022年内に基準を最終化して、最終基準を公表することを目指している。その後、他のサステナビリティの開示基準を検討することになっている。

### 3. 異なる主体による公開草案の公表

#### 3.1. 3つの公開草案

2022年には、ISSB以外にも相次いで次のような公開草案が公表されている（表2）。

表2 2022年に公表された公開草案

|   | 公表時期    | 公表主体                           | 開示基準                                    |
|---|---------|--------------------------------|---|
| 1 | 2022年3月 | 米国証券取引委員会（SEC）                 | 投資家のための気候関連情報開示の強化と標準化                  |
| 2 | 2022年3月 | 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）          | サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項<br>気候関連表示 |
| 3 | 2022年4月 | EU指令CSRDの基準を策定する専門家グループ（EFRAG） | 欧州サステナビリティ報告基準                          |

SECとEFRAGは政府の規則であるが、ISSBは民間機関としてグローバル・ベースライン標準を示しており、それぞれの立場・目的に応じた基準案となっている<sup>注1</sup>。

### 3.2. 共通点と相違点

これらの共通点は、次の 3 点が挙げられる<sup>注2</sup>。まず第 1 点は、いずれの公開草案も 2017 年公表の TCFD の枠組み（ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標）を基礎としていることである。これは、TCFD の枠組みの有用性が評価されていることに加えて、すでに多くの企業や評価者・利用者が慣れているので、情報開示のさらなる充実と工数やコストの負担軽減が図られるからと考えられている。第 2 点は、気候関連のリスクと機会、及びその財務的影響を開示することである。第 3 点は、気候リスクの全社的リスクマネジメントへの統合と監査（限定監査）の義務化である。いずれも 2022 年度内に成立し、2023 年適用開始、2024 年最初の報告書開示の見込みである。

相違点は、SEC は開示内容を気候変動に限定しているが、ISSB と EFRAG はサステナビリティ全般となっている。

## III ISSB 公開草案の概要

### 1. ISSB 公開草案の構成

2022 年 3 月 31 日に公表された公開草案は、第 1 項から第 92 項及び付録 A から付録 C まであり、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(S1 基準案) と IFRS S2 号「気候関連開示」(S2 基準案) で構成されている。

S1 基準案は IFRS サステナビリティ開示基準の共通の表示基準であり、①開示の基本事項と②テンプレートとなる共通部分が含まれている。①開示の基本事項には、報告企業、つながりのある情報、適正な表示、重要性 (materiality)、比較情報、報告の頻度、情報の記載場所、見積り及び結果の不確実性の源泉、誤謬、準拠表明が含まれている<sup>注3</sup>。②テンプレートとなる共通部分は、S2 基準案においても共通となる。この中のガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標は、TCFD 提言を踏襲したものである。この構造を示したものが図 2 である。

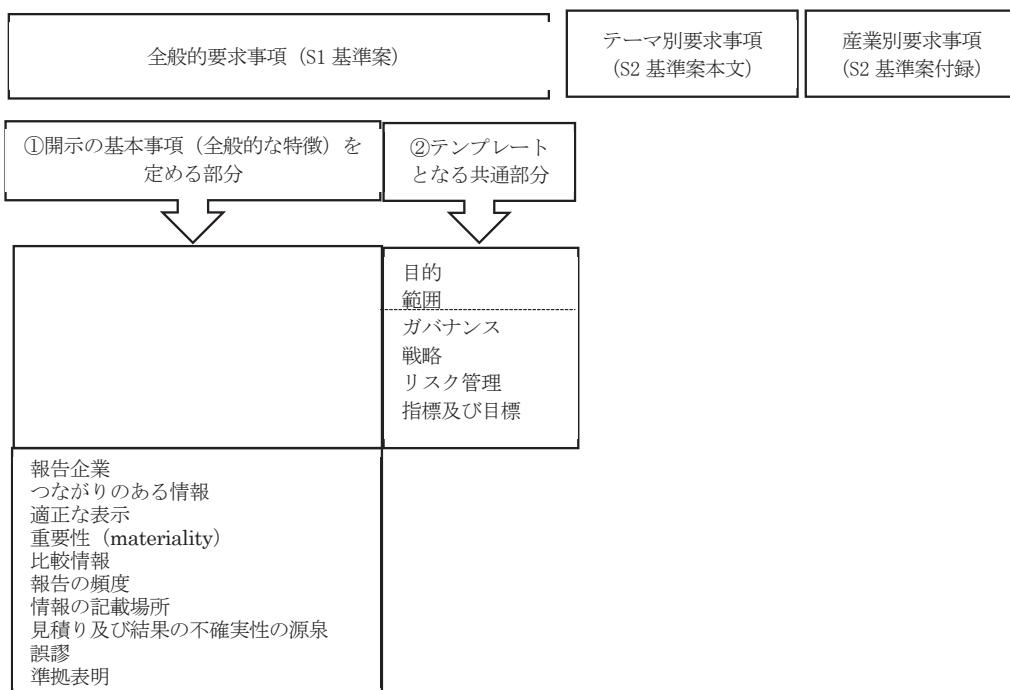


図 2 ISSB 公開草案の構成

(出典) : SSBJ 設立準備委員会(2022)「ISSB 公開草案の概要(1)公開草案の全体像」pp. 6-7 より抜粋一部改変

S2 基準案は、気候関連のリスク及び機会に特化した開示要求を定めることを目的としている。テーマ別要求事項（S2 基準案本文）と産業別要求事項（S2 基準案付録）で構成されている。産業別開示要求事項は、産業固有の定量的・定性的な指標の開示要求を定めるため、SASB スタンダードに基づく産業別（11 セクター・68 産業）に設定されている。S1 基準案のテーマ別要求事項の最初の基準案として公表されたのが、気候関連開示である<sup>注4</sup>。

## 2. S1 基準案の目的<sup>注5</sup>

S1 基準案の目的は、一般目的財務報告の利用者が、企業価値に関する重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を評価することが可能となる情報の開示を企業に求めるための、IFRS サステナビリティ開示基準共通の開示要求を定めることである。

ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの要素について、それぞれ開示目的が定められており、その開示により何を達成しようとしているのかを示している。開示目的という原則を示したうえで、具体的な開示内容は企業がその原則に照らして判断することを求めるという原則主義的なルールの定め方となっている。原則のみを示すため、各企業の判断によるところが大きいが、様々な状況に柔軟に対応することが可能である。

ガバナンスは、一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング・管理するためのガバナンスのプロセス、統制、手続を理解できるようにする情報を開示することが目的である。戦略は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するための戦略を理解できるようにする情報を開示することが目的である。リスク管理は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するためのプロセスを理解できるようにする情報を開示することが目的である。指標及び目標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を測定・モニタリング・管理するための方法を開示することが目的である。

S1 基準案は、すべての重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報の開示を企業に求める目的としている。「significant」と「material」という表現で、開示対象を絞り込んでいくことが示されている。まず、第1段階として、全般的な要求事項、気候関連開示基準、ISSB の強制力のないフレームワーク、他の基準、他の源泉を参照し、重大なリスク及び機会を識別する。これが「significant」な情報である。利用者の意思決定に影響を及ぼさないような情報については、開示を省略することが認められている。第2段階として、開示が省略できるかという観点で識別し、開示情報を特定したものが「material」な情報ということになる。

## 3. S1 基準案の概要<sup>注6</sup>

### 3.1. 開示の基本事項

#### （1）報告企業

報告企業の定義は、IFRS 会計基準の概念フレームワークと変わらず、一般目的財務諸表の作成を要求されるか、または選択する企業となっている。サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業について行うこととされている。

#### （2）つながりのある情報

つながりのある情報は、情報間の結びつきを利用者が評価できる情報の開示が必要とされているということである。

#### （3）適正な表示

適正な表示は、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠するのみでは企業価値評価に資する情報として不十分な場合、追加の開示を行うことで適正な表示を達成するサステナビリティ財務関連開示が得られるとするものと推定される。

#### （4）重要性

重要性とは、情報を省略、誤表示、覆い隠したときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告に基づき行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性（material）があると定義されており、IASB 概念フレームワークや IAS 第1号の定義と整合している。ただし、長期の財務上の影響や、バリュー・チェーン全体の相互関係の財務上の影響の考慮が必要とされている。また、発生可能性は低いが、結果の影響が大きいサステナビリティ開示のリスクと機会に関する情報が

含められることもあるとされている。重要性の閾値の定めはなく、個社の状況に応じて判断が必要というものは、IFRS 会計基準と同じ取り扱いとなっている。情報に重要性がない場合、当該情報の開示は不要というのも IFRS 会計基準と同じである。

#### (5) 比較情報

比較情報については、当期に開示したすべての指標の比較情報の開示が必要であり、当期の開示の理解に関連する場合には、記述的なサステナビリティ関連財務開示が必要とされている。前期の報告金額と異なる場合、更新された見積りを反映した比較情報を開示することが提案されている。また、比較情報の修正が実務上不可能な場合は、その事実を開示することが提案されている。

#### (6) 報告の頻度

報告の頻度については、関連する財務諸表と同じ報告機関かつ同時に開示することが提案されているが、期中のサステナビリティ関連財務情報については、公開草案では定めがない。

#### (7) 情報の記載場所

情報の記載場所については、IFRS サステナビリティ開示基準が要求する情報については、一般目的財務報告の一部として開示すること、規制当局による要求などの他の要求の開示と同じ場所で開示できること、参照先の情報を利用者が同じ条件で同時に入手可能である場合に限り相互参照で含めることができることが提案されている。

#### (8) 見積り及び結果の不確実性の源泉

見積り及び結果の不確実性の源泉については、開示した指標のうち、見積りの不確実性が重大な (significant) ものについて、見積りの不確実性の源泉及び性質、不確実性に影響を与える要因を開示することが提案されている。IFRS 会計基準にも同様の定めがある。サステナビリティ関連財務開示が財務データおよび仮定を含む場合は、可能な限り財務諸表における財務データおよび仮定に整合的でなければならない。

#### (9) 誤謬

誤謬については、重要性のある過年度の誤謬は、実務上不可能な場合を除き、開示された過去の基幹の比較情報の金額を修正再表示することで訂正するとしており IFRS 会計基準と整合している。

#### (10) 準拠表明

準拠表明については、サステナビリティ関連財務開示が IFRS サステナビリティ開示基準の関連するすべての要求事項に準拠する場合、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めるとしている。なお、現地の法律や規制により IFRS サステナビリティ開示基準で要求されている情報の開示が禁止されている場合には、開示の必要はないことが提案されている。

### 3.2. IASB 概念フレームワークや他の開示基準との関連

全般的な特徴である基本的事項には、重要性 (materiality) の定義など、IASB の概念フレームワーク IAS 第 1 号、IAS 第 8 号と整合的な定義や要求事項が含まれている。具体的な開示は、他の IFRS サステナビリティ開示基準で定められており、気候に関しては同時に公表された S2 基準案に従って開示を行うことになる。適用される IFRS サステナビリティ開示基準がない場合は、SASB 基準や CDSB フレームワークなどの他の基準等を考慮することになる。

## 4. S1 基準案の主な特徴<sup>注7</sup>

### 4.1. 一貫性とつながり

S1 基準案では、財務諸表とサステナビリティ報告の一貫性 (consistency) とつながり (connections) の必要性を強調している。サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を補完するものとして、一体として利用されることが想定されている。情報の結びつきが理解できるような情報を提供しなければならないとされている。サステナビリティ関連財務開示が財務データおよび仮定を含む場合は、可能な限り財務諸表における財務データおよび仮定と整合性がなければならず、その上で異なる情報間の関係を記述することを求めるとしている。

### 4.2. 公表の同時性

S1 基準案では、財務諸表とサステナビリティ開示を同時に公表することを求めている。両者は必ずしも 1 冊の本であることは求められていないが、同時に公表することが求められている。

### 4.3. 異なる法域における適用

S1 基準案は、異なる法域における適用を促進する。この基準は、最終的にグローバルで適用される国際基準となることを目指しているため、様々な法域の既存の実務が活かすことができるよう、サ

ステナビリティ関連財務情報の記載場所を特定せず、媒体も任意であり、必要によって相互参照することも認められている。各法域において、特定のサステナビリティ関連財務情報の記載が要求されている場合に、ISSB 基準に準拠したといえるように、追加情報の提供を容認している。

#### IV S1 基準案に対するサステナビリティ基準委員会のコメント<sup>注8</sup>

##### 1. グローバルな基準の開発

「サステナビリティ関連財務開示はグローバルで取り組むべき課題」<sup>1)</sup>であり、「ISSB が国際的に一貫した基準を開発することができる」<sup>2)</sup>としながらも、「世界の関係者に十分に基準開発に参加する機会を与えることが重要であり」<sup>3)</sup>、「柔軟に基準を変更できる体制を整備する必要がある」<sup>4)</sup>とコメントしている。これは、サステナビリティ関連財務開示が財務諸表と比べて歴史が浅く、制度的にも十分に確立されているとは言えない状況であるからである。

また、IFRS サステナビリティ開示基準は、「自動的にグローバルな基準となるわけではなく」<sup>5)</sup>、「誰が当該基準を適用すべきかまたは適用できるかは ISSB に決定する権限はない」<sup>6)</sup>としている。IFRS サステナビリティ開示基準がグローバルな基準となるためには、「世界中の各法域が採用できるものにする必要がある」<sup>7)</sup>と考えている。そのために、「利用者及び作成者双方にとって有用であり、かつ実際に各法域に受け入れられた後に、コアとなる開示要求を拡大する段階的な（phased）アプローチ」<sup>8)</sup>の採用を提案している。

そして、世界の大多数の法域において、サステナビリティ開示基準の設定主体を設置していないため、「サステナビリティに対する取組みが進んでいる一部の利害関係者との対話を中心に進められることがないよう」<sup>9)</sup>、包摂的な視点で透明性の高い議論を求めていたり。さらに、「英語を母国語としていない法域からの、多様性のあるコメントや対話を制限する」<sup>10)</sup>ことのないよう、「翻訳及び議論に必要な時間を考慮し、コメント期間を十分に確保」<sup>11)</sup>することを求めていたり。

##### 2. ISSB 以外の組織が公表する指針等

ISSB の「ISSB 以外の組織が公表する指針等が自動的に IFRS サステナビリティ開示基準の一部を構成するという提案に懸念」<sup>12)</sup>を表明している。対応策として、ISSB 以外の組織が公表する指針等を参照する要求事項を設定する場合、当該指針等を ISSB が審議することをデュー・プロセスに明記することを進言している。これは、「サステナビリティ開示基準の歴史が浅く、試行錯誤の段階にある」<sup>13)</sup>ため、指針等の改訂や別の指針の開発が想定されるため、柔軟に対応できるようにするためである。

そして、想定される修正の頻度を基礎として、ISSB が公表するガイドラインを最もコアとなる開示要求のみを定める「本体（main text）」と相対的に頻繁に変更されることが想定されるガイドラインを定める「別紙（addendum）」に分類することを提案している。「別紙」においては、例示されていない指針等を企業が参照することも認め、それを採用した理由について開示することを求めるべきと考えている。

##### 3. グローバル・ベースライン

サステナビリティ開示基準が「包括的なグローバル・ベースライン」<sup>14)</sup>であり、追加的な開示の要求事項を当該ベースラインの上に構築する「ビルディング・ブロック・アプローチ」<sup>15)</sup>に賛同している。しかし、SEC や EFRAG が公表したサステナビリティ関連財務情報及び SASB スタンダードと S2 基準の関連については、課題を指摘している。

##### 4. 原則主義的な基準の開発

ISSB が原則主義的な基準アプローチを探り、開示目的からどのように具体的な開示要求が導かれるのかを明確に説明することを求めていたり。

##### 5. 基準構造の明確化の必要性

S1 基準案は「コア・コンテンツ」と「全般的な特徴」から構成されているが、「異なる論点に対処するものであるため、これらを分割し、別個の基準とすべき」<sup>16)</sup>としている。

##### 6. 重要性（materiality）

「企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに

関して重要性がある (material) 情報を開示するという 2 段階の情報識別プロセスを提案」<sup>17)</sup>している。「重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会の説明」<sup>18)</sup>を明示し、重大性 (significance) の評価について示すべきとしている。

S1 基準案の結論の根拠 (BC71 項) において、「サステナビリティ関連財務情報に関する重要性 (materiality) の判断は、一般目的財務諸表についての判断とは異なることとなる」<sup>19)</sup>としているが、「S1 基準案の第 56 項における定義は、IASB が開発する会計基準の概念フレームワーク (CFW) 及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における定義と整合している」<sup>20)</sup>と理解している。「サステナビリティ関連財務情報に係る重要性の判断（すなわち、ある情報が省略可能かどうかの判断）は、一般目的財務諸表についての判断と同じであると考える一部の読者に混乱をもたらす可能性がある」<sup>21)</sup>ことを指摘している。

## 7. 概念フレームワーク

IASB が開発する会計基準の概念フレームワークと、ISSB が開発するサステナビリティ開示基準の概念フレームワークの可能な限りの共通化を求めていた。同じ用語で意味が異なっている場合には、その違いについて明確にすることが有用であり、IASB と ISSB が協働して諸概念の整理を行うことの必要性を述べている。

## 8. 開示の基本事項

### 8.1. 報告企業

S1 基準案の提案に同意しているが、「サステナビリティ関連財務開示に関する財務諸表について、IFRS 会計基準の適用を要求していない」<sup>22)</sup>ので、一般目的財務諸表の作成に用いた会計基準を開示することを求める必要があるとしている。また、バリュー・チェーンに関する情報について、「報告企業」のセクションの中で記載すると、「報告企業の範囲に報告企業以外のバリュー・チェーン上の企業も含まれるという誤解を与える可能性がある」<sup>23)</sup>ことから、S1 基準案の別のセクションで記載することを求めていた。

### 8.2. 報告の頻度

サステナビリティ関連財務開示と財務諸表を同時に報告するという提案に対して、原則として同意しているが、法域によっては異なる法令等から発展して公表時期が異なることもある。この場合、同時に報告するためには、「公表が求められる時期のいずれか早い方に合わせる」<sup>24)</sup>こととなり、「対応が不可能であるか又は企業の負担が著しく増加する可能性がある」<sup>25)</sup>と指摘している。また、「同時の報告を達成するために、両方がそろうまで開示されなくなる」<sup>26)</sup>ことも考えられ、適時性の後退が危惧される。このため、同時に報告することが望ましいものの、別のタイミングでの報告も容認すべきと考えている。

サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の対象期間を同一期間とすることについても、原則として同意しているが、「連結財務諸表の作成にあたって、3か月以内であれば会計期間の異なる子会社の財務諸表を取り込むことが認められているため」<sup>27)</sup>、子会社の情報をサステナビリティ関連財務開示に取り込む際に、「当該子会社に関しては、異なる会計期間を基礎としなければならない旨」<sup>28)</sup>を S1 基準で明示すべきであることを述べている。

また、「連結グループ外の利害関係者から多くの情報や基礎データ入手する必要がある場合」<sup>29)</sup>、「当年度の情報等が入手できない」<sup>30)</sup>ことも想定されるため、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の対象期間を同じにすることができない場合は、それを容認すべきとしている。

### 8.3. 情報の記載場所

「サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を高め、情報の利用可能性を向上させる」<sup>31)</sup>ために、年次報告書などを中核となる媒体 (core medium) とすることが必要であると考えている。相互参照の使用を認める提案には同意しているが、参照先の範囲 (IFRS サステナビリティ開示基準に基づくサステナビリティ関連財務開示の範囲) を明確にすべきとしている。また、「無制限 (without any restriction) に相互参照の使用を認めると情報が散逸し (scattered) し、情報の明瞭性 (clarity) 及び理解可能性 (understandability) の低下が懸念される」<sup>32)</sup>ため、中核となる媒体に含めるべき情報を明示すべきであるとしている。

### 8.4. 比較情報における見積りの更新

S1 基準案では「サステナビリティ関連財務開示を提供する場合、企業は、更新された見積りを反映

した比較情報を開示しなければならない (shall disclose)」<sup>33)</sup>と定めているが、これはすべての項目について比較情報の更新の要否を見直しが要求されることを意味する。コストと便益の比較による検討の対象とすべきと考えられるため、「開示することができる (may disclose)」<sup>34)</sup>とすべきであると提案している。

## 9. IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報の開示が法令により禁止されている場合

IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報の開示が法令により禁止されている場合でも準拠表明を可能としているが、比較可能性を損なう可能性があることから、法令により開示が禁止されている項目については、「一定の制約を課すべき」<sup>35)</sup>であると考えている。

## V おわりに

上場企業を中心に、気候関連の情報開示をはじめとする非財務情報開示に対する取り組みは増加している。それに加えて、非上場企業に対しても非財務情報に関する開示を求める傾向にある。現時点では、国際的に非財務情報に関する開示基準の乱立の状態から、基準の統一化を図ろうとしている過程にある。わが国においてもサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設置し、積極的に取り組もうとしている。また、IFRS 財團の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京を継続して拠点とすることが決定している。

今後、最終化された開示基準を適用し、投資家の意思決定に有用な情報について検討するため、本稿では、ISSB の S1 基準案とそれに対する SSBJ のコメントの概要を整理した。コア・コンテンツの要求事項は、先に公表されている TCFD 提言を踏襲しており、企業が採用しやすい内容になっていると思われる。非財務情報には、サステナビリティに関する企業の取組みの開示以外にも、気候変動対応に関する開示や人的資本、多様性に関する開示も含まれる。有価証券報告書においても、これらの開示が義務化される見通しであるので、今後の動きを注視し、サステナビリティ関連開示以外にも範囲を広げて検討したい。

### 【注】

- 注 1 藤野大輝、大和敷「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」大和総研、2021
- 注 2 川村雅彦「【統合思考経営 19】2022 年は新サステナビリティ情報開示基準元年！？」サンメッセ総合研究所、2022
- 注 3 SSBJ 設立準備委員会事務局「ISSB 公開草案の概要（2）S1 基準案の概要」SSBJ 設立準備委員会、2022
- 注 4 同上
- 注 5 金融庁「『サステナビリティ情報』の開示」2022
- 注 6 SSBJ 設立準備委員会事務局「ISSB 公開草案の概要（1）公開草案の全体像」SSBJ 設立準備委員会、2022
- 注 7 SSBJ 設立準備委員会事務局「ISSB 公開草案の概要（2）S1 基準案の概要」SSBJ 設立準備委員会、2022
- 注 8 サステナビリティ基準委員会「公開草案（ED/2022/S1）『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』に対するコメント」2022

### 【引用文献】

- 1)～7) サステナビリティ基準委員会、「公開草案（ED/2022/S1）『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』に対するコメント」,1 頁、2022
- 8)～9) 同上書、2 頁、2022
- 10)～13) 同上書、3 頁、2022

- 14)～15) 同上書, 4 頁, 2022
- 16) 同上書, 6 頁, 2022
- 17)～21) 同上書, 7 頁, 2022
- 22)～26) 同上書, 9 頁, 2022
- 27)～31) 同上書, 10 頁, 2022
- 32) 同上書, 11 頁, 2022
- 33)～34) 同上書, 12 頁, 2022
- 35) 同上書, 11 頁, 2022

#### 【参考文献】

- ・ 河崎行熙『情報会計システム論』中央経済社, 1997
- ・ 川西安喜「サステナビリティ開示基準をめぐる国内外の取り組み」SSBJ 設立準備委員会, 2022  
[https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20220426\\_SSBJ.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20220426_SSBJ.pdf)
- ・ 川村雅彦「【統合思考経営 19】2022 年は新サステナビリティ情報開示基準元年！？」サンメッセ総合研究所, 2022 <https://nordot.app/935848099976167424?c=62479058578587648>
- ・ 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告「中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」2022  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220613/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf)
- ・ 金融庁「『サステナビリティ情報』の開示」2022  
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220518/01.pdf>
- ・ 坂上学「非財務情報開示における XBRL 導入の現状と課題 —GRI と WICI の取り組みを題材として」, 2011 [https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j014\\_material\\_4.pdf](https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j014_material_4.pdf)
- ・ サステナビリティ基準委員会「公開草案（ED/2022/S1）『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』に対するコメント」2022
- ・ 竹下泰俊「IFRS サステナビリティ開示基準の公開草案の概要 —全般的要求事項と気候変動開示—」EY 新日本有限責任監査法人『情報センサー』, 2022 年 7 月号
- ・ 中田清穂「気候変動に関する国際的な開示基準の動き」スーパーストリーム株式会社, 2022  
<https://www.superstream.co.jp/column/sdgs-03>
- ・ 非財務情報の開示指針研究会「サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて —「非財務情報の開示指針研究会」中間報告 -」2021  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu\\_joho/pdf/20211112\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/pdf/20211112_1.pdf)
- ・ 藤野大輝, 大和敦「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」大和総研, 2021
- ・ ISSB [Draft] IFRS S1 *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, 2022
- ・ SSBJ 設立準備委員会事務局「ISSB 公開草案の概要（1）公開草案の全体像」SSBJ 設立準備委員会, 2022 [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20220502\\_SSBJ\\_01.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20220502_SSBJ_01.pdf)
- ・ SSBJ 設立準備委員会事務局「ISSB 公開草案の概要（2）S1 基準案の概要」SSBJ 設立準備委員会, 2022 [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20220502\\_SSBJ\\_02.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20220502_SSBJ_02.pdf)